

2023年5月8日以降の取扱いについて
※5類へ移行後の取扱い



Tokyo Tech

学生向け
(本人・同居者が陽性者用)

学生がCOVID-19に感染した場合のマニュアル

本マニュアルは、「あなた（学生）自身が感染した場合」と「あなた（学生）の同居者が陽性になった場合」に参照してください。

学生向け（本人・同居者が陽性者用）

● 大学への報告が必要なケース **NEW 報告Formが新しくなりました（2025年5月更新）**

「陽性」となった場合は下記のFormsから報告してください。

(<https://forms.office.com/r/kVNYA1Px9u>)

陽性者との濃厚接触があっても、ご自身が「陽性」となっていなければ報告不要です。



※COVID-19だけでなく、インフルエンザなどの感染症も大学への陽性報告が必要です。



検査キットを用いて判定する場合、以下の ①② を満たすものを使用してください。

- ① 可能な限り薬事承認されたもの（診断用・医療用）を用いることを推奨する。
- ② 抗原定性検査キット（鼻咽頭検体又は鼻腔検体）を用いること。

あなた（学生）が「陽性」となった場合①

①有症状の場合・・・発症日の翌日から5日を経過するまで（※1）かつ、症状軽快後1日を経過するまで出校停止。（※2）
無症状の場合・・・検体採取日の翌日から5日を経過するまで出校停止。（※1）

②大学に「陽性」の連絡をしてください。（Formsにアクセスし報告 <https://forms.office.com/r/kVNYA1Px9u>）
自身での入力が必要な場合は、研究室所属学生に限って、指導教員に代理での入力を依頼してください。
（陽性者との濃厚接触があっても、ご自身が陽性となっていなければ報告不要です。）



③授業を欠席する場合、公欠届を教務課へ提出してください。（公欠届に“添付が必要な書類”について記載されていますので確認してください。）
研究室に所属する場合、自身の状況についてすみやかに指導教員へ報告し、研究室での対面での活動等の取扱いについて相談を行ってください。
（公認サークルについて特段の取扱いはありません。陽性の場合、対面での活動等について公認サークルの代表学生と相談してください。）
※公欠に関する問合せには担当部署に直接お問い合わせください。

④体調不良時は下記を参考にし、体を休めてください。

⑤有症状の場合は発症日の翌日から10日間が経過するまで（無症状の場合は検体採取から7日が経過するまで）は、感染リスクが残存します。
健康状態の確認を行い、不織布マスクの着用・手指消毒などの感染対策を徹底してください。

（※1）発症日または検体採取日を0日目としてカウントします。学生の出校停止期間は『学校保健安全法施行規則』によって定められています。

（※2）熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して1日が経過するまでは出校停止です。症状が重い場合は医師に相談してください。

●体調不良時の過ごし方について

- ★水分をこまめにとり、体を休める。OS-1など補水液などがオススメ。
- ★発熱時に寒気がなければ、氷枕や保冷剤等で、後頭部や脇の下を冷やす。
- ★咳が酷いときは上半身が高くなるようにして休むなど、楽な姿勢をとる。
- ★解熱剤や処方薬を適切に内服する。咽頭痛には、ポピドンヨードやアズノールを含んだうがい薬、のど飴などで柔らぐ場合がある。
- ★食欲がないときは、消化に良いもの（うどん、油っこくない物、ゼリー、など）を少しずつ食べてみる。



あなた（学生）が「陽性」となった場合②

出校停止期間

発症翌日から5日間、かつ症状軽快後1日を経過するまで出校停止。
※発症日を0日目でカウント

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後3日目に症状軽快				出校停止  症状軽快	出校停止	出校停止	出校可能		
発症後5日目に症状軽快						出校停止  症状軽快	出校停止	出校可能	
発症後6日目に症状軽快							出校停止  症状軽快	出校停止	出校可能

* 学生の出校停止期間は『学校保健安全法施行規則』によって定められています。

あなた（学生）の同居者が「陽性」となった場合

学生向け
(本人・同居者が
陽性者用)



あなた自身に体調不良（発熱、咳、咽頭痛、頭痛、倦怠感などの風邪の症状、呼吸困難、嗅覚・味覚障害など）が生じている場合は、医療機関を受診するか検査キットを使用してください。

●使用する検査キットについて

- ① 可能な限り薬事承認されたもの（診断用・医療用）を用いることを推奨する。
- ② 抗原定性検査キット（鼻咽頭検体又は鼻腔検体）を用いること。

検査の結果あなたが**陰性**の場合または**未受検**の場合・・・Formsでの報告は不要です。（※1）

検査の結果あなたが**陽性**の場合・・・2Pの『あなた（学生）が「陽性」となった場合』を参照してください。

※あなたが「陽性」の場合で、授業を欠席する場合は公欠となります。

（※1）同居している陽性の方の発症日を0日として、特に5日間のご自身の体調の変化に注意してください。また、7日目までは発症する可能性があるため、同居者の療養期間中に外出する場合は基本的感染対策（手洗い・手指消毒、換気、マスクの着用、ハイリスク者との接触を控える）を行ってください。

【補足】2023年5月8日以降は、COVID-19が5類に移行したことに伴い、濃厚接触者の判定は実施しないこととなりました。
ご自身が「陽性」となっていなければ報告は不要です。

取扱いの変更点（学生）

学生向け
(本人・同居者が
陽性者用)



	2023年5月7日まで（2類相当）	2023年5月8日から（5類移行）
出校停止期間	● 陽性者 ⇒（有症状）発症日の翌日から7日かつ症状軽快後24時間経過するまで出校停止 （無症状）検体採取の翌日から7日経過するまで出校停止 ● 有症状の濃厚接触者 ⇒ 陽性者との最終接触から5日かつ症状軽快後72時間経過するまで出校停止 ● 無症状の濃厚接触者 ⇒ 陽性者との最終接触から5日間経過するまで出校停止 ● 体調不良者 ⇒ 症状軽快後72時間を経過するまで出校停止	● 陽性者 ⇒ 【有症状】発症日の翌日から5日を経過するまでかつ、症状軽快後1日を経過するまで出校停止。 【無症状】検体採取日の翌日から5日を経過するまで出校停止 * 学生自身が陽性の場合以外は出校停止とはならない。
大学への報告	● 陽性者及び有症状の濃厚接触者 ⇒ Formsから報告が必要	● 陽性者 ⇒ Formsから報告が必要 * 同居者が陽性となった場合も、学生自身が陽性でなければFormsへの報告不要。
濃厚接触者の判定・濃厚接触者への連絡	濃厚接触者に該当するかの判定が必要 「陽性」の場合は濃厚接触の疑いがある者への連絡が必要	濃厚接触者の判定不要
授業の公欠の取扱い	● 陽性者・有症状及び無症状の濃厚接触者 ⇒ 公欠届を教務課へ提出（診断書不要）	● 陽性者 ※陽性者のみ公欠が適用となります。 ⇒ 公欠届を教務課へ提出 （診断書や検査結果の画像等、公欠届に添付が必要な書類あり）
公認サークルへの連絡	● 陽性者・有症状の濃厚接触者 ⇒ 公認サークルに所属しており、発症2日前以降に対面での活動に参加した場合は、公認サークル等の代表学生に連絡	特段の取扱いなし。陽性の場合、対面での活動等について公認サークルの代表学生と相談してください。
所属研究室への連絡	● 陽性者・有症状及び無症状の濃厚接触者 ⇒ 指導教員へ報告し、研究室での対面での活動等について相談	● 陽性者 ⇒ 指導教員へ報告し、研究室での対面での活動等について相談
マスク着用	他者がいる場所では原則としてマスクを着用。	個人の判断にゆだねる。